

令和6年度第2回松本市社会福祉審議会 次第

日時：令和6年11月14日（木）

午後1時30分

場所：松本市役所議員協議会室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 答申事項（松福福第78号令和6年4月30日諮問）

第3期松本市子ども・子育て支援事業計画の策定について

4 その他

5 閉会

松本市社会福祉審議会名簿

| No. | 氏 名 | 推薦団体・役職等 | 所属専門分科会 | 備 考 |
|-----|--------|-----------------------------------|---------------------------|---------------|
| 1 | 青木 知子 | 松本市私立幼稚園連盟会長 | 児童福祉専門分科会 | |
| 2 | 浅野 尚志 | 松本市町会連合会副会長 | 地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会 | |
| 3 | 岩田 宜己子 | かとうメンタルクリニックソーシャルワーカー | 障害者福祉専門分科会 | |
| 4 | 海野 晓光 | 私立保育園・認定こども園代表 | 児童福祉専門分科会 | 児童福祉専門分科会副会長 |
| 5 | 小仁熊 恭夫 | 松本市高齢者クラブ連合会会长 | 高齢者福祉専門分科会 | |
| 6 | 北沢 和雄 | 松本地域難病患者家族友の会 | 障害者福祉専門分科会 | |
| 7 | 草深 邦子 | 松本市民生委員・児童委員協議会会长 | 地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会 | |
| 8 | 小林 弘明 | 松本市社会福祉協議会会长 | 地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会 | 委員長 |
| 9 | 澤地 雅弘 | 長野県弁護士会 | 高齢者福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会 | |
| 10 | 尻無浜 博幸 | 松本大学総合経営学部 観光ホスピタリティ学科教授 | 高齢者福祉専門分科会 | 高齢福祉専門分科会会长 |
| 11 | 高津 千代子 | 特定非営利活動法人ワーカーズコープ 松本事業所副所長 | 児童福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会 | |
| 12 | 田中 秀明 | 松本短期大学幼児保育学科教授 | 児童福祉専門分科会 | |
| 13 | 中澤 芳江 | 社会福祉法人アルプス福祉会理事 | 障害者福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会 | |
| 14 | 羽田 原之 | 松本市医師会老人保健担当理事 | 高齢者福祉専門分科会 | 高齢福祉専門分科会副会長 |
| 15 | 平林 優子 | 信州大学医学部保健学科教授 | 児童福祉専門分科会 | 児童福祉専門分科会会长 |
| 16 | 廣瀬 豊 | 松本大学松商短期大学部 経営情報学科准教授 | 障害者福祉専門分科会 | 障害者福祉専門分科会会长 |
| 17 | 丸山 順子 | 松本短期大学介護福祉学科教授 | 高齢者福祉専門分科会 | 副委員長 |
| 18 | 三村 仁志 | 長野県社会福祉士会 前会長 障がい者支援施設さらの里 施設長 | 地域福祉専門分科会 | |
| 19 | 向井 健 | 松本大学総合経営学部 観光ホスピタリティ学科准教授 | 地域福祉専門分科会 | |
| 20 | 山崎 井子 | (特非)未来の風 療育センター らいふ | 障害者福祉専門分科会 | 障害者福祉専門分科会副会長 |

(案)

令和6年11月21日

松本市長　臥雲　義尚　様

松本市社会福祉審議会
委員長 小林 弘明

「第3期松本市子ども・子育て支援事業計画の策定について」（答申）

令和6年4月30日付け松本市諮問松福福第78号をもって当審議会に諮問がありました件について、別紙のとおり答申いたします。

児童福祉専門分科会答申（案）

令和7年度から5か年を計画期間とした「第3期松本市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっての必要な事項は、下記のとおりです。

記

1 策定に必要な事項

- (1) 乳幼児期の質の高い教育・保育の確保
 - ア 施設型給付及び地域型保育給付に係る事業の推進
 - イ 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組の推進
- (2) 地域のニーズに応じた子育て支援の充実
 - ア 利用者支援事業
 - イ 地域子育て支援拠点事業
 - ウ 妊婦健康診査
 - エ 産後ケア事業
 - オ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
 - カ 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
 - キ 子育て世帯訪問支援事業（こども安心訪問支援事業）
 - ク 子育て短期支援事業
 - ケ ファミリー・サポート・センター事業
 - コ 一時預かり事業
 - サ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
 - シ 延長保育事業
 - ス 病児・病後児保育事業
 - セ 放課後児童対策（放課後児童健全育成事業／放課後子ども教室）
 - ソ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - タ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- (3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現する環境づくりの推進
 - ア 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

2 意見

- (1) 国のこども大綱を勘案し、子育て支援のみならず、こども・若者の成長や学び、生活基盤の安定化等を支援する「こども計画」への位置付けとなる計画策定としてください。
- (2) 待機児童の解消や「こども誰でも通園制度」の本格実施に向けた保育士の確保及び児童館・児童センターの支援員等の確保に努めてください。
- (3) 虐待の防止やヤングケアラーの負担軽減のため、適切な支援を行ってください。
- (4) 共働き世帯の増加や核家族化等により、ニーズが増えている児童館・児童センター等の老朽化・狭隘化対策による施設整備を計画的に進めてください。

第3期松本市子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 趣旨

子ども・子育て支援法に基づき、第3期松本市子ども・子育て支援事業計画（以下「第3期計画」という。）の策定について、松本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会で審議した結果について報告するものです。

2 経過

R 6. 1～ 子育てに関する調査実施

4. 3 0 松本市社会福祉審議会（以下「社会福祉審議会」という。）に諮問

5. 2 3 厚生委員協議会で、計画策定について報告

6. 2 8 第1回社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催

8. 2 3 第2回社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催

10. 3 1 第3回社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催

3 第3期計画の概要

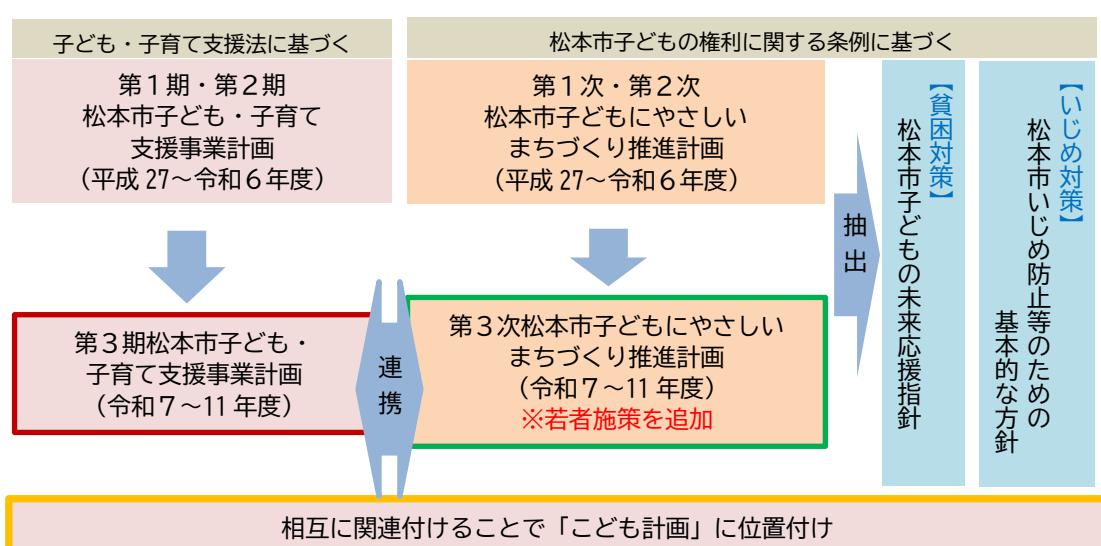
(1) 計画期間

令和7年度から令和11年度まで（5年間）

(2) 計画策定の考え方

ア 計画の位置付け

本市における子ども・子育て分野の計画の前提となる「松本市子どもの権利に関する条例」に基づく、第3次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画に、国のことども大綱の流れを受け、若者施策を追加し、2つの計画を相互に関連付けることで「こども計画」として位置付ける。



イ 計画の方向性

第2期計画（令和2年度から令和6年度まで）を振り返り、現状と課題を把握し、第3期計画策定に当たり、国から示された基本指針に基づき、小学生までの子どもと子育て家庭を支援する子育て分野の事業計画を策定する。

別紙1のとおり

(3) 計画の施策体系

別紙2のとおり

4 策定のスケジュール（予定）

| | |
|-------------|--|
| R 6. 11. 14 | 社会福祉審議会 |
| 21 | 社会福祉審議会（答申） |
| 12 | 市議会に計画（案）を協議 |
| 12～ | パブリックコメントの実施（30日間） |
| 7. 2 | 社会福祉審議会児童福祉専門分科会にパブリックコメント等の結果及び計画（案）の報告 |
| 3 | 市議会にパブリックコメント等の結果及び計画（案）の報告 第3期計画策定 |

5 今後の進め方

社会福祉審議会での答申を踏まえ、十分に議論を重ねるとともに、議会での協議、パブリックコメントによる市民の意見を反映させた計画を策定します。

子ども・子育て支援事業計画の総括と方向性

第2期計画の現状と課題

基本目標1 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供

【現状】

- ・3歳以上の子どもへの教育・保育を希望する家庭に対して、サービスの提供を行った。
- ・処遇改善や環境整備などを通して、保育士確保に努めたが、量に見合う保育士の確保ができず、待機児童が継続して発生している。

【課題】

- ・母親の就業率やフルタイムでの就労が増加しているほか、3歳までに就園させたいと希望する保護者が増えている。
- ・3歳未満児に待機児童が発生しているため、安心して子どもを預けられる教育・保育環境を確保するとともに、待機児童の解消に取り組む必要がある。

基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の質・量の充実

【現状】

- ・母子保健コーディネーター及び子育てコンシェルジュを配置し、妊娠期から出産子育て期における切れ目ない支援を実施した。
- ・保育コンシェルジュを配置し、入園等に関する保護者からの様々な相談に対応した。
- ・訪問を通して虐待の発生するリスクが生じた際に関係機関との連携により適切な支援に繋いだ。

【課題】

- ・子どもを安心して生み・育てられる環境づくりを推進するため、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の強化が求められている。
- ・相談事業(特に発達に関する)の件数が増えるとともに、児童虐待相談も発生しており、身近に相談できる先の充実と周知が必要である。
- ・母親の就業率の上昇により、様々な預かりのニーズが増えているため、子どもを安心して預けられる多様なサービス・体制の充実が必要である。

基本目標3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の両立)を実現する環境づくりの推進

【現状】

- ・「中信地区労働フォーラム」を開催し、労働者の意識向上に努めた。
- ・仕事と家庭の両立を促進するため、「ワーク・ライフ・バランス推進セミナー」を開催した。

【課題】

- ・母親のフルタイム就労の増加や父親の育休取得の増加など、子育てと仕事を両立しやすい社会環境づくりが進みつつあり、この動きをさらに後押ししていくことが必要である。

計画の記載事項

子ども・子育て支援法第61条により、記載内容が規定されています。

«基本的記載事項»

- 教育・保育提供区域の設定
- 幼児期の教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容
- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

※ 本計画では、基本的記載事項に加え、任意的記載事項の一部も記載しています

第3期計画の方向性

基本目標1 質の高い乳幼児期の教育・保育の確保

- ・就園ニーズに応えられる教育・保育環境を実現するため、乳幼児期の教育・保育について適切な事業量を見込み、待機児童の解消に取り組みます。
- ・保育の質を向上していくために、保育士の確保、施設への巡回指導や研修の充実を推進します。

基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の充実

- ・こども家庭センターを中心に、全ての妊娠婦、子育て世帯、子どもからの相談に応じ、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援の更なる充実を図ります。
- ・放課後児童健全育成事業については、預かりのニーズが急増するとともに、一部施設の老朽化・狭隘化が進んでいるため、適切な事業量を見込み、受け入れ環境の改善・整備を進めます。
- ・「誰でも通園制度」や、延長保育、病児病後児保育、一時預かり、ショートステイなど、多様な預かりサービスを充実させ、適切な事業量を確保します。

基本目標3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の両立)を実現する環境づくりの推進

- ・子育てと仕事の両立を実現できるよう、家庭での父親の育児参加や子育てに関する職場の理解をさらに促進します。
- ・子育てに関する情報提供のタイミングや内容を改善します。

第3期松本市子ども・子育て支援事業計画の施策体系

1 基本理念

すべての子どもにやさしいまち

基本理念のもとに、すべての子どもが未来に希望を抱き、健やかに成長していくよう、地域が一体となった「育ちあい、支えあい、分かちあい」の子ども・子育て支援を通じて、「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

2 基本目標

本計画では、めざす姿の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げて事業を展開します。

■基本目標1

**質の高い乳幼児期の教育・保育の確保
【育ちあい・支えあい】**

■基本目標2

**地域のニーズに応じた子育て支援の質・量の充実
【育ちあい・支えあい】**

■基本目標3

**ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の両立)を実現する環境づくりの推進
【支えあい・分かちあい】**

3 事業計画の構成

基本理念やめざす姿、基本目標に基づき、以下のとおり事業を展開します。

■基本目標1 質の高い乳幼児期の教育・保育の確保

子どものための教育・保育給付対象事業の推進

- (1) 施設型給付及び地域型保育給付に係る事業の推進（保育課）
- (2) 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組の推進（保育課）

■基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の充実

地域子ども・子育て支援事業の実施

- (1) 利用者支援事業（健康づくり課、こども育成課、保育課）
- (2) 地域子育て支援拠点事業（こども育成課）
- (3) 妊婦健康診査（健康づくり課）
- (4) **産後ケア事業【新規】（健康づくり課）**
- (5) 乳児家庭全戸訪問事業（こども福祉課）
- (6) 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業（こども福祉課）
- (7) **子育て世帯訪問支援事業(こども安心訪問支援事業)【新規】（こども福祉課）**
- (8) 子育て短期支援事業（こども福祉課）
- (9) ファミリー・サポート・センター事業（こども育成課）
- (10) 一時預かり事業（保育課）
- (11) **乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】（保育課）**
- (12) 延長保育事業（保育課）
- (13) 病児・病後児保育事業（こども育成課）
- (14) 放課後児童対策(放課後児童健全育成事業／放課後こども教室)（こども育成課）
(新・松本市放課後子ども総合プラン【統一】)
- (15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（保育課）
- (16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（保育課）

■基本目標3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の両立)を実現する環境づくりの推進

関連施策の展開

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

○社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

第二章 地方社会福祉審議会
(地方社会福祉審議会)

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十二条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十三条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十四条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○社会福祉法施行令（抜粋）

（第一条 略）

（民生委員審査専門分科会）

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
- 3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

- 2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

（第四条以降 略）

○松本市社会福祉審議会条例

令和3年3月19日松本市条例第6号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、松本市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 法第12条第1項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員24人以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 法第9条に規定する臨時委員は、特別な事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
 - (2) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
 - (3) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児及び難病の患者の福祉に関する事項
 - (4) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
 - (5) 児童福祉専門分科会 児童の福祉並びに母子及び父子（寡婦に関する事項を含む。）の福祉に関する事項
- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
- 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。
- 7 専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができます。

(審査部会)

第8条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定による障害者福祉専門分科会審査部会のほか、専門分科会に審査部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第9条 審議会、専門分科会及び審査部会は、調査審議のために必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

| | | | | |
|---------------|--|--|--------|--------|
| 管理不全空き家等審議会委員 | | | 7, 000 | 4, 900 |
| 健康福祉21市民会議委員 | | | 7, 000 | 4, 900 |

」

を

「

| | | | | |
|---------------|------------------------|--|--------|--------|
| 管理不全空き家等審議会委員 | | | 7, 000 | 4, 900 |
| 社会福祉 | 委員及び臨時委員 | | 7, 000 | 4, 900 |
| 審議会 | 障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員 | | 7, 000 | |

」

に改め、子ども・子育て会議委員の項を削り、同表備考に次のように加える。

- 4 社会福祉審議会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）第3条第1項の調査審議を行う場合を除き、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合において「日額」とあるのは、「勤務1回当たりの報酬の額」とする（政令第3条第1項の調査審議を行う場合に限る。）。
- (松本市健康福祉21市民会議条例等の廃止)
- 3 松本市健康福祉21市民会議条例（平成13年条例第54号）及び松本市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第36号）は、廃止する。

令和6年度 松本市社会福祉審議会 松本市職員名簿

| 所属部 | 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|-------|-----------------|--------|-----|
| 健康福祉部 | 健康福祉部長 | 加藤 琢江 | |
| | 福祉政策課長 | 豊原 広幸 | |
| | 障がい福祉課長 | 西村 恵美 | |
| | 高齢福祉課長 | 高木 寿郎 | |
| | 高齢福祉課 福祉担当課長 | 勝家 知子 | |
| | 西部福祉課 | 荻上 寿子 | |
| こども部 | こども部長 | 百瀬 由将 | |
| | こども育成課長 | 塙田 喜代志 | |
| | こども福祉課長 | 三代澤 昌秀 | |
| | こども発達支援課長 | 山崎 ひとみ | |
| | こども育成課長 | 原 正幸 | |